

# 特許 & 技術レポート

河 合同特許法律事務所/SEOUL TECHNO R&C CO., LTD.

2020-02

.....

ハイライト：

今年、新たに変わる知的財産制度	1
特許法院2019. 8. 30. 宣告2018HE08906 [権利範囲確認(特許)]	2
LGエレクトロニクス、9年目となる「オーレッド」商標権の綱引き..2審へ	3
「ただ乗り・横取り商標出願登録はノー！	4
自律走行の目、ライダーへ国内スタートアップの参入が活発	5
仮想化メタマテリアルの開発	5



## 今年、新たに変わる知的財産制度

-オンライン伝送ソフトウェアの保護及びモバイル電子出願制度の施行 -

-スタートアップの特許優先審査申請料の減免、  
素材・部品・設備の優先審査対象の拡大 -

特許庁は、オンライン伝送ソフトウェア保護の施行、商標出願に対するモバイル電子出願の導入をはじめとし、今年から新たに変わる知的財産制度を合わせて発表した。

新たな知的財産制度は、1) 第4次産業革命技術の早期権利化への支援、2) 知的財産サービスを利

用する国民の利便性の改善、3) 知的財産の基盤となる中小・ベンチャー企業のイノベーション成長支援などに重点を置いている。

新たに変わる制度は、以下の通りとなる。

1) 第4次産業革命分野の新技术の早期権利化への支援

・オンライン伝送ソフトウェア保護の施行：記録媒体（CD、USBなど）に保存して流通するソフトウェアの特許のみが保護の対象であったが、流通過程に関係なく、ソフトウェアの特許保護を実施（2020年3月予定）

・素材、部品、設備企業の優先審査対象の拡大：素材、部品、設備企業（素材、部品、設備産業の競争力強化のための特別措置法（2019年12月27日通過）に該当する企業）が当事者である無効審判、権利範囲確認審判の優先審査対象の拡大（2020年1月施行）

・デザイン優先審査の対象拡大：人工知能（AI）、モノのインターネットなど第4次産業革命関連の技術を活用したデザイン登録出願を優先審査の対象に含む（2020年1月施行）

## 2) 知的財産サービス、国民の利便性の改善

・電子出願システムの改善：スマートフォンなど、様々な端末を介して商標出願できるようにシステムを構築し、平日と土曜日のみ利用できた24時間出願受付を日曜日まで拡大（2020年3月予定）

・「デザイン一部審査」リアルタイム処理：全体の審査期間を大幅に短縮して、実質的なリアルタイム（2019年：60日→2020年：10日）となるよう、審査所要期間を短縮（2020年1月施行）

・特許、実用新案明細書の提出形式の簡素化：特許、実用新案の出願時には、所定の様式で明細書を提出する必要があったが、論文・研究ノートなどは、編集せずそのまま提出できるように簡素化（2020年2月予定）

・特許分類の活用性の強化：「国家科学技術標準分類-特許分類」及び「産業技術分類-特許分類」間の連携情報を特許庁ホームページで提供し、特許分類の産業活用性強化を支援（2020年1月施行）

## 3) 知的財産の基盤となる中小・ベンチャー企業のイノベーション成長支援

・スタートアップの特許優先審査申請料の減免：スタートアップの特許出願に対して優先審査を申請する場合、優先審査申請料を20万ウォン（約18400円）から6万ウォン（約5500円）に70%減免（2020年1月施行）

・知的財産担保融資の特許登録料減免：銀行が知的財産担保融資などIP金融を実行した中小企業の特許権等を有することになった場合、登録料を50%減免（2020年1月施行）

・グローバルIPスター企業の育成強化：地域の有望な輸出企業を対象に、地域別特化産業技術分野に対する集中した支援を通じてグローバルIPスター企業の育成を強化（2020年1月施行）

-支援規模>2019年：150億ウォン（約13.8億円）、

570社→2020年：170億ウォン（約15.6億円）、700社

-支援範囲>2019年：海外出願費用→2020年：海外出願費用+審査対応費用、登録費用

その他にも、融・複合分野の特許出願に対応するための「合意型協議審査」の実施（2019年11月）、共有商標権の共有者のうち1人が申請すれば、商標権の存続期間の更新登録が可能な「共有商標権の存続期間更新登録申請」の改善（2019年10月）など、2019年下半年から実施されている制度も、第4次産業革命の新技术の支援、国民の利便性向上などに焦点を当てている。

特許庁のスポークスマンは、「急速に変化する知的財産環境のなかで積極的にかつ先制して対応し、韓国の知的財産制度が、第4次産業革命時代におけるイノベーション成長の土台となるよう努力していく」と語った。



## 特許判例

特許法院2019. 8. 30. 宣告2018HE08906

[権利範囲確認(特許)]

### 【事件の概要及び判示の要旨】

一定の確認対象発明が原告の実施している発明であるか否かについて調べた後、被告の積極的権利範囲確認審判請求は、被審判請求人である原告が実施していない発明を対象としたものであって、確認の利益がなく不適法であるとみた事例

1) 確認対象発明の確定：被告は本事件の審決過程で、原告が確認対象発明を「実施」していると主張すると共に、原告が製造した物の一部を撮影した図1と図4の写真を提示して、同製品が図2と図3の概念図と同じ方法で製造されたとしてその実施形態を具体化した。これは、本事件の特許発明が「3次元立体形状織物及びその製造方法」であるという点を考慮して、確認対象発明を特許発明と対比して判断

## LGエレクトロニクス、9年目となる 「オーレッド」商標権の綱引き..2審へ

できるようにするためのものと見られる。したがって、本事件の審決過程で最終的に確定された確認対象発明は、[別紙1]記載の図1と図4の写真で撮影された製品そのものではなく、確認対象発明の説明書及び図面に記載された通り、上記図2と図3の概念図による方法で原告が製造している物であるといえる。

2) 確認対象発明の実施の可否：本事件の記録に示された全ての証拠をみても、原告が確認対象発明を実施していたり、原告が製造した製品や確認対象発明の図1、図4の写真に撮影された製品が確認対象発明と同じ方法で製造された製品であるという点を認めるに足らず、他にこれを認める証拠がない。ただし、原告が本事件の実施主張発明を実施したと自認している以上、本事件の実施主張発明が確認対象発明と事実の観点から同一であれば、先にみた法理に基づいて原告が確認対象発明を実施していると思われるので、以下では、本事件の実施主張発明と確認対象発明が事実の観点から同一か否かについて見る。

確認対象発明と本事件の実施主張発明との差、すなわち、3次元立体形状織物を製織するにあたって方法の差（①中間層の構成単位を2つにするのか、あるいは4つにするのか、②中間傾斜が裏面層にのみ表出するようにするのか、あるいは裏面層と表面層の両方全てに表出するようにするのか）は、3次元立体形状物製作において製織機の配置、剪毛作業の方法と回数などの具体的な工程の過程で実質的な差をもたらすといえるものなので、確認対象発明と本事件の実施主張発明は、事実の観点から同一であると見ることができない。

以上で見たように、確認対象発明と本事件の実施主張発明は、事実の観点から同一であると見ることができず、他に原告が確認対象発明を実施していることを認める証拠がない以上、被告の積極的権利範囲確認審判請求は、被審判請求人である原告が実施していない発明を対象としたものであって確認の利益がなく不適法である。

LGエレクトロニクスと特許庁との「オーレッド (올레드:オーレッドのハングル表記)」商標出願における訴訟は、結局2審まで持ち越されることとなった。

LGエレクトロニクス（以下、LG）は、去る2015年にTVリモコン、TV用コンピュータのアプリケーションソフトウェア、ホームシアター用スピーカーなどTVに関する周辺の商標権の登録に成功したが、最も重要な09類に該当する「テレビ受信機（G390701）」の使用権を確保できなかった。

よって、LGはこの間、2018年1月に登録を終えた「オーレッドTV LG」、「オーレッドTV LG SIGNATURE」などの商標を迂回的に使用してきた。2011年から9年目となるLGと特許庁との「オーレッド」商標権における綱引きの結果に、関心が寄せられている。

特許法院は、LGが特許庁長を相手に出した拒絶決定不服控訴審を受け付け、現在、担当裁判部の指定について議論している。

LGは、去る2017年3月に「オーレッド」商標権を出願申請したが、特許審判院はこれを棄却した。

LG側はすぐに拒絶決定不服審判を提起した。1審で、LGは、「『オーレッド』は、指定商品『テレビ受信機』の原材料、生産方法などの性質を通常の方法で直接示した標章に該当せず、一般需要者や取引者にも指定商品の原材料、生産方法などを表示するものと認識されておらず、標章自体だけでも自他商品識別力がある」と主張した。

また、「『オーレッド』は、2013年頃、LGが指定商品について初めて使用してから長期間使用し続けてきたのみならず、最近まで指定商品についてOLED技術で大量生産できる競合他社がなく、請求人だけが本事件出願商標を使用してきた結果、国内の需要者の大半に請求人の商品を示すものであると認識されるに至り、使用による識別力を取得した」

と説明した。

特許審判院は、LGの主張を受け入れなかった。

特許審判院は、「たとえ『オーレッド』が取引業界で請求人(LG)の製品として広く知られていたとしても、請求人以外のメーカーでも『オーレッドTV』を生産・販売しており、まだ相当数のインターネットニュースや新聞記事で『OLED』という用語をハングルで『オーレッド』と表記していることが分かる」と判示した。

また、「本事件出願商標である『オーレッド』は、使用商品である『OLED TV』または指定商品である『テレビ受信機』と関連して、その原材料、生産方法などを示す性質表示標章に該当し、取引業界の全ての人にその使用が開放されなければならない標章に該当するといえ、これを特定人に独占させることは、公益上適切ではない」と判示した。

LGは特許審判院で敗訴したため、付加期間指定申請書を提出して2審控訴について深思熟考してきたことが分かった。結局、LGは昨年12月26日に特許法院に特許庁長を相手とした訴訟を提起した。

一方で、LGは、2011年から「オーレッド」の商標権取得を試みてきた。2015年当時、LGは、商品の性質(原材料、品質など)を表示すると指摘を受けた「無線電話機、有線電話機、TV受信機」の商品分類を削除し、残りの39の商標のみを登録している。

## 紛争

ただ乗り・横取り商標出願登録は  
ノー!

特許庁はペンス(韓国で人気のペンギンのキャラクター)、ボギョムTV(韓国の若者に人気のYouTubeチャンネル)など、最近問題になった商標紛争は、商標使用者の正当な出願ではなく商標の先取りを通じて他人の信用に便乗して経済的利益を取得しようとする不正な目的のある出願と判断し、これに対する

商標審査を一層強化すると発表した。

現行商標法によると、商標の使用者と全く関係ない第3者が広く知られているアイドルグループ・人気YouTubeチャンネル・キャラクターなどの名称を商標として出願した場合、商標法第34条第1項第6号(著名な他人の氏名・名称)、第9号(周知商標)、第11号(著名商標)、第12号(需要者欺瞞)、第13号(不正な目的)を理由に拒絶している。

特許庁は、過去にもアイドルグループの名称である「少女時代」、「東方神起」及び「2NE1」を無断で出願した商標について、著名な他人の氏名、名称であることを理由に拒絶したケースがあり、韓国で有名なキャラクターの名称「ポロロ」及び放送番組の名称「無限挑戦-トトガ」などについても商標使用者とは無関係な者が出願して、商標登録を拒絶した事例がある。

これら過去の類似した審査事例に照らして見ると、ペンス、ボギョムTVなど、最近の商標紛争も、最終的に商標使用者あるいはキャラクターの創作者以外の第3者が、商標登録を受けることは困難と見られる。

特許庁は、ただ乗り、横取り商標出願などに対する審査の公正を期すために、今年から商標先取りの可能性の高い用語などについて、審査官が事前に情報を共有できるように商標トレンドの分析事業を通じて商標審査をより強化していくと発表した。

商標トレンドの分析を通じ、特定人に独占権を付与することが困難な流行語、新造語、略語、及びキャラクターの名称などについて、事前に識別力や類似判断のためのガイドラインを設けることで、商標審査の正確性を一段階高めることができると見込まれる。

特許庁の商標デザイン審査局長は、「アイドルグループや有名な芸能人の名称などは、放送及びインターネットの媒体などを通じて有名性を獲得しているため、他人の無断出願から保護を受けることができるが、個人事業者や小商工業者などが使用する商標は、有名性による保護を受け難いので、事業の構想段階から事前に商標出願して登録しておくことで、以降発生し得る商標紛争を事前に予防することがで

きる」と強調した。

## 出願動向

### 自律走行の目、ライダーへ国内スタートアップの参入が活発

#### -スタートアップ・中小企業の特許出願件数増加

自律走行車の中核技術であるライダー（LiDAR）関連の特許出願が競い合いながら増加していることが分かった。ライダーは、光を用いた周辺探索装置であり、電磁波を用いるレーダーに比べて周辺の物体との距離や形状を正確に認識できる。また、カメラに比べて夜間や逆光でも物体を正確に認識できるため、自律走行における重要な機能を担っている。しかし、車両の外部へ突出した形状や高価であるために、これまで広く活用されなかったが、最近、自律走行車が注目されながら、新しい形状と生産コスト削減のための研究が活発になり、それに伴い権利を先に取得するための特許競争も本格化している。

特許庁は、過去10年間（2009～2018年）に、自律走行車の中核技術であるライダー関連の特許出願が大幅に増加したと発表した。2009年から2011年までのライダー関連の特許出願は、年間20件余りに過ぎなかったが、2012年に42件で2倍上昇した後、2017年に121件で6倍に上昇するなど、出願件数が急増していることが分かった。

企業規模別では、大企業、スタートアップ・中小企業及び外国企業全ての出願件数が増加しており、特にスタートアップ・中小企業が出願件数の急増を牽引している。スタートアップ・中小企業は2014年までは10件未満だったが、2015年に20件以上出願した後、最近では30件以上出願していることが分かった。このような傾向は、新しい形状の設計とそれに伴うコスト削減技術の開発にクリエイティブなアイデアを持つスタートアップと中小企業が適しているためと分析される。

適用分野別では、「自律走行車分野」の出願が65%、

「自律走行車以外の分野」の出願が35%を占めている。

-「自律走行車分野」では、自律走行信号処理（28%）、ライダーの構造及び制御（26%）、ライダー内蔵素子（10%）の分野で出願が増加していることが分かった。詳細に見ると、自律走行の信号処理の分野では、走行環境認識のための信号処理技術が主に出願されており、ライダーの構造及び制御分野では、回転型ライダー技術が大多数であり、ライダー内蔵素子分野では、受光素子が主であるが、最近では、固定型ライダー用ビーム照射角度制御素子技術も出願されていることが分かった。

-「自律走行車以外の分野」では、交通安全、無人ドローン、無人モビリティ、携帯電話、セキュリティ監視、ヘッドセット、レジャーなど様々な分野でライダー技術が活用されていることが分かった。周辺の交通状況を知らせる歩行者安全装置に適用されたり、無人ドローンを利用して船舶の入出港情報をサポートするシステムに適用されるなど、交通安全の領域と無人ドローンの領域でライダー技術が最も多く活用されていることが分かった。

特許庁は、「自律走行車分野では、スタートアップ及び中小企業を中心に商用化に向けたライダー技術開発の傾向が続く見通しであり、自律走行車以外の分野では、国民の安全と利便性を向上させる分野でライダー技術の活用範囲が拡大されるだろう」と展望した。

## 最新技術

### 仮想化メタマテリアルの開発

韓国の研究陣が、海外の研究陣との共同で広帯域ステルス機能を備えたメタマテリアルの開発に成功した。今後、レーダーやソナーにも感知されないステルス装置、防音・吸音設計などに活用されることが予想される。

科学技術情報通信部は、ソウル大のパク・ナムギョ教授、チョ・チュンレ研究員などの研究チームが、香港科技大学との共同で音響波動物性を自由自在に具現できる「仮想化音響メタマテリアル」技術を開発したと発表した。

メタマテリアルは、自然の物質ではできない方法で、光と音波を相互作用するように設計した人工構造物を用いる。電磁波・音波などの一般的な波動の電波を切り切ってステルス機能を備えたり、光を制御して透明マント、高性能レンズ、効率的な小型アンテナ、超高感度感知器などに利用することができる。ただし、メタマテリアルの性質は、作製に用いられた自然物質と構造体の特性によって決まる。全ての物性を具現するのは難しいという意味である。特に周波数に対する応答を制御したり、設計するのに大きな制約が伴う。

研究陣は、このようなメタマテリアルの物理的な限界を克服した仮想化メタマテリアルを開発した。既存のメタマテリアルの物質的構造をデジタルで具現して複数の物性が具現できるようにした。

研究陣が作った仮想化メタマテリアルは、デジタル回路と信号処理技術を活用して、自然物質の分極現象を模写する。よって、実際の構造体なしに所望の波動の物性を表したり、周波数を分散する特性を有している。分極現象は、ある媒質が電磁場の影響を受けて、電磁氣的な極性を帯びた現象をいう。

特に、この仮想化メタマテリアルは、必要に応じて周波数分散特性を設計できるというのが強みだ。研究陣は、実験を通じて共振強度、共振周波数、帯域幅と同じ周波数分散特性を制御することに成功した。

チョ研究員は、「世界で初めて広帯域周波数を制御できるメタマテリアルを開発したという点が大きな意味」であるとし、「これにより、光や音の反射、散乱などの波動現象を広帯域で制御できるようになった」と明らかにした。

同氏はさらに、「複数の周波数を発して敵を感知するレーダーやソナーを避けることができる物質の開発に応用したり、防音及び吸音設計を実現することができる」としながら、「透明マントのように光を透明にする技術ではない」と説明した。ただし、「複数の光に対して所望の物性を示すメタ表面レンズ程度は構成できるはず」と付け加えた。

一方、今回の研究は、電磁気・力学分野のメタマテリアル中核基盤技術の確保と実用化の研究を推進している科学技術情報通信部のグローバルフロンティア事業(波動エネルギー極限制御研究団)の支援で行われた。研究成果は、ネイチャーコミュニケーションズの電子版に掲載されている。

## 韓国における知的財産問題でお悩みですか 新しい選択、HA&HAにお任せ下さい。

(調査・特許・実用新案・デザイン・商標の出願及び登録、著作権、電子商取引、  
インターネット上の権利、コンピュータープログラム、侵害訴訟及び各種紛争)

### 河 合同特許法律事務所

ソウル市瑞草区Juheung 3-Gil 1 栄和B/D(盤浦洞)  
Tel : +82-2-548-1609  
Fax : +82-2-548-9555, 511-3405  
E-mail : haandha@haandha.co.kr  
Website : <http://haandha.co.kr>

### SEOUL TECHNO R&C CO., LTD.

ソウル市瑞草区Juheung 3-Gil 1 栄和B/D(盤浦洞)  
Tel : +82-2-3443-8434  
Fax : +82-2-3443-8436  
E-mail : [st@stpat.co.kr](mailto:st@stpat.co.kr)